

新型コロナウイルス感染症流行にともなう2021年度秋季入学試験の変更点

2020年9月17日

言語社会研究科

新型コロナウイルス感染症拡大の情勢を踏まえ、2021年度秋季入学試験では以下のとおりの対応を行います。

修士課程秋季入試では、原則として国立キャンパス試験場で、十分な換気を行うなど感染症拡大防止策を取った上で第1次試験（筆記試験）および第2次試験（口述試験）を実施します。各志願者は、マスクを着用して来学してください。

●修士課程第1部門入学試験

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、下記（1）～（4）の理由で第1次試験（筆記試験）・第2次試験（口述試験）を受験することができない場合は、代替措置の可否の検討を行いますので、速やかに（遅くとも試験当日の試験開始時刻までに）メールにて言語社会研究科事務室に連絡してください。

●修士課程第2部門入学試験

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、下記（3）～（4）の理由で第1次試験（筆記試験）・第2次試験（口述試験）を受験することができない場合は、代替措置の可否の検討を行いますので、速やかに（遅くとも試験当日の試験開始時刻までに）メールにて言語社会研究科事務室に連絡してください。

<対象>

- （1）渡航のためのビザなどが取得できない場合
- （2）滞在国からの出国または日本への入国が認められない場合
- （3）新型コロナウイルスにり患し治癒していない場合、または新型コロナウイルスの濃厚接触者と認められる場合
- （4）その他、新型コロナウイルスの影響により、（1）～（3）に準ずる受験できない特別な事由が発生した場合

※代替措置の対象とならない場合は、受験辞退となり、既納の検定料は返還できません。

<連絡先>

一橋大学大学院言語社会研究科事務室 (lan-km@ad.hit-u.ac.jp)